

四日市市指定特定相談支援等体制強化補助金に係るQ & A（その2）

<補助金対象について>

Q1. 障害児について、就学を機にサービス利用(児童発達支援)をやめ、契約終了となったが、改めてサービス利用(放課後等デイサービス)に至り、再度担当となるケースがあるが、この場合の取扱いについてはどうなるか。

A 1. 受給者証番号の変更がない場合は、児童発達支援・放課後等デイサービスの期間を通算して3年度間補助金の取得が可能です。ただし、児童発達支援及び障害児相談支援の取消をし、日をおいて改めて放課後等デイサービス及び障害児相談支援の支給決定を行った場合は受給者証番号が変更となるため、契約年度から最大3年度間補助が可能です（イメージ図①参照）。

なお、障害者についても考え方は同様です。

Q2. 相談支援事業所として契約後、計画作成に至らなかった場合について、計画作成に至らずとも何らかの支援を行った場合は補助金の対象となるか。

A 2. 本計画作成に至らなかった新規契約分はその契約年度を「新規」として請求できます。また、計画支援の支給期間が終了し、一度契約解除となったのちに、再度契約の上で同様の事態となった場合は再びその契約年度のみ「新規」として補助金の取得は可能。（イメージ図②参照）

なお、本計画作成に至らないが、対象者の居宅等を訪問しサービスの利用を促す等の支援を継続した場合等は、翌年度に「継続」として補助の対象となる場合もありますので、事前に担当課へご相談ください。

Q3. 補助対象について「新規」「継続」の区分で悩んだときはどうしたら良いか。

A 3. Q & Aをご確認いただき、いずれのケースにも当てはまらないなど、不明なことがありましたら担当課へご相談ください。

計画相談支援：健康福祉部障害福祉課

障害児相談支援：こども未来部こども発達支援課

<補助金交付申請類について>

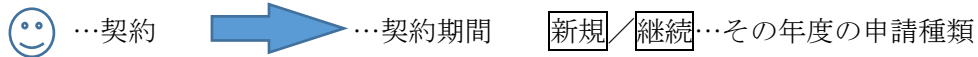
Q4. 交付申請等における「事業者」とは何を記載するか。





A 4. 運営法人のことを指しますので、法人の住所、法人名称、法人代表者をそれぞれ記入してください。

Q5. 継続分の利用者の添付書類として、モニタリング報告書の写しを添付する場合、最新のものでなければならないか。

A 5. 最新のものを添付ください。

補助金交付イメージ



R3	R4	R5	R6	R7
①R3 以前から契約しており、サービス利用終了のため相談支援も契約解除を行ったが、改めて契約を行った場合(受給者番号変更あり)				
	継続	継続 (契約解除)	新規  (再契約)	R 8 継続
<p style="text-align: center;"> 受給者番号の変更があるため、別利用者としてR7年度から最大3か年補助金の取得が可能。今回の場合、R8年度は継続分の補助金が取得可能。 </p>				
②令和4年度に契約したが計画作成に至らず、支給決定期間が終了(R5)。その後改めて、支給決定がなされ、令和6年度に再契約したが、再び計画作成に至らなかった場合				
	新規 	(支給期間終了)	新規 	
<p style="text-align: center;"> 契約するも、計画作成に至らない場合は契約したその年度のみ「新規」で取得可能。 契約翌年度以降(支給期間中)に何らかの支援を行っていた場合は担当課と要相談のこと。 </p>				
R3	R4	R5	R6	R7